

美里町産の農産物と農産加工品の販売促進を支援します

町内農産品販売促進事業

事業実施には、事前申請が必要です。

事業計画のあるかたは、事前に農林商工課にご相談ください。

支援内容一覧

1. 店舗開設支援事業
2. 加工所等開設支援事業
3. 営業許可取得支援事業
4. 宣伝支援事業
5. 商標登録支援事業
6. 配送料支援事業



1 店舗開設支援事業

①事業内容

町内で小売業・飲食サービス業を週3日以上営む店舗の建築に要する経費を補助

②補助対象者

町内に住所を有する個人

③交付要件（すべて満たすこと。）

- ア 新たに営業許可を取得し、店舗を経営すること（世代交代によるものも含む）
- イ 町内建築業者による施工であること
- ウ 町内農産品（町内で生産された農林水産物およびこれらを原料とした加工品。以下同じ）を扱う店舗であること
- エ 建築工事費50万円（消費税および地方消費税の額を除く）以上であること（店舗併用住宅の場合、店舗の用に供する部分に限る）

④補助対象経費

店舗の新築・増改築・修繕に係る工事費（移転は補助対象外）（消費税および地方消費税の額を除く）

⑤補助金額

補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、50万円を上限とする（ただし、1申請者に対し1回限りとする）



2 加工所等開設支援事業（令和6年度新設）

①事業内容

町内農産物を原材料として食品を製造する食品加工施設（以下、加工所）の開設およびキッチンカーの導入に要する経費を補助

②補助対象者

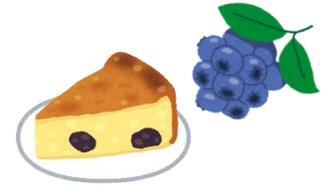
町内に住所を有する個人

※加工所で販売も行う場合は、1の店舗開設支援事業の対象となります

(1) 加工所の開設の場合

①交付要件（すべて満たすこと。）

- (ア) 新たに指定業種の営業許可を取得し、町内で加工所を経営すること
- (イ) 町内農産物を原材料として食品を製造する加工所であること
- (ウ) 加工所開設工事費または食品加工機材の購入費が50万円以上（消費税および地方消費税の額を除く）であること（食品加工に必要とする設備および機材に限る）
- (エ) 町内事業者による施工または購入であること
- (オ) 加工所で製造した商品を美里町ふるさと納税返礼品に登録するよう努めること
- (カ) 加工所で製造した商品を町内店舗または町内で開催されるイベントで販売するよう努めること
- (キ) インターネットを活用して、加工所で製造する商品などを宣伝するよう努めること



②補助対象経費

加工所を開設するための工事費および食品加工機材の購入費（消費税および地方消費税の額を除く）

③補助金額

補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、50万円を上限とする（ただし、1申請者に対し1回限りとする）

(2) キッチンカーの導入の場合

①交付要件（すべて満たすこと。）

- (ア) 新たに飲食店営業の許可を取得し、町内でキッチンカーを経営すること
- (イ) 町内農産物を原材料として食品を製造するキッチンカーであること
- (ウ) キッチンカーの購入費または改修費が50万円以上（消費税および地方消費税、自動車重量税、自動車税、自賠責保険料並びに印紙代の額を除く）であること
ただし、車両と食品加工室が一体でないキッチンカーについては、食品加工に必要とする設備部分に係る費用に限るものとする
- (エ) 町内で保管および管理するキッチンカーであること
- (オ) キッチンカーに付随する償却資産の申告を行うこと
- (カ) 町内で開催されるイベントに出店するよう努めること
- (キ) インターネットを活用して、キッチンカーで製造する商品などを宣伝するよう努めること



②補助対象経費

キッチンカーの購入費又は改修費（車両と食品加工室が一体でないキッチンカーについては、食品加工に必要とする設備部分に限る。）および食品加工機材の購入費。ただし、消費税および地方消費税、自動車重量税、自動車税、自賠責保険料並びに印紙代の額は除くものとする。

③補助金額

補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、50万円を上限とする（ただし、1申請者に対し1回限りとする）

3 営業許可取得支援事業

①事業内容

食品衛生法や食品衛生に関する条例に基づく営業許可および食品衛生責任者の資格を新規取得するのに要する経費を補助

②補助対象者

町内に住所を有する個人

③交付要件

店舗開設支援事業または加工所等開設支援の補助を受けていること

④補助対象経費

ア 食品衛生法および食品衛生に関する条例に基づく営業許可に係る新規申請手数料

イ 食品衛生協会の食品衛生責任者養成講習会の受講料

⑤補助金額

補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、1万円を上限とします（1申請者に対し1回限り1,000円未満の端数は切捨て）

4 宣伝支援事業

①事業内容

町内農産品のPRのため町外で開催されるイベントへの参加に要する経費を補助

②補助対象者

構成員が3人以上（同一世帯の者を除く）で、規約を持つ町内の団体

③交付要件

町外のイベントに自ら出向き、町内農産物をPRすること

④補助対象経費

交通費、運送費、出店料およびPRチラシ作成料（車の燃料代を計上する場合は、走行距離が35km未満の場合は1,000円、35km以上の場合は2,000円とします）

⑤補助金額

補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、1万円を限度とします（1申請者に対し1年度につき3回限り。1,000円未満の端数は切捨て）

5 商標登録支援事業

①事業内容

地域団体商標の登録に要する経費を補助

②補助対象者

事業協同組合等の特別の法律により設立された法人（農業協同組合等）商工会及び特定非営利活動法人

③交付要件

町内農産物に係る地域団体商標であること

④補助対象経費

地域団体商標の登録に係る出願料、新規登録料、電子化手数料および専門家への手数料

⑤補助金額

補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、5万円を限度とします（1申請者に対し1年度につき1回限り。1,000円未満の端数は切捨て）

6 配送料支援事業

①事業内容

町内農産品の販売又はPRのため、町内農産品又は町内農産品に関連する販売促進物を発送する際に要する経費を補助

②補助対象者

構成員が3人以上（同一世帯の者を除く）で、規約を持つ町内の団体

③交付要件

町長が認める店舗等に町内農産品又は販売促進物を発送すること

④補助対象経費

運送事業者の運賃および梱包資材の購入に要する経費

※運送事業者や梱包資材の販売店まで赴く際の交通費は対象外です

⑤補助金額

補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、1万円を限度とします



補助要件

(1) 次のいずれかに該当するときは補助金の交付を受けられません。

ア 町税等を滞納している者であるとき

イ 美里町暴力団排除条例に規定する暴力団であるとき

ウ 美里町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団関係者が世帯員にいる者であるとき

(2) 他の制度で補助を受けている、又は受ける予定のあるときは、この補助金の交付対象外となります。

ただし、同一事業であっても異なる補助対象経費が発生する場合は、この限りでないものとします。

(3) 事業を実施しようとする年度において完了する事業であるものとします。

申請

● **事業実施前に**申請書を記入のうえ、必要な書類を添えて**農林商工課の窓口**に提出してください。

● 申請書は役場で配布しているほか、役場ホームページでダウンロードできます。

<https://www.town.saitama-misato.lg.jp/0000000980.html>

その他、不明な点については、
以下までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

美里町農林商工課

TEL：0495-76-5133



スマートフォンの方は
こちらから申請書類を
確認できます。